

ハロルド・ジェー・ラスキー「政治學」(一九一三年)

浅見, 節二

<https://doi.org/10.15017/14517>

出版情報 : 法政研究. 2 (1), pp. 59-72, 1931-12-30. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

Harold J. Laski, Politics. 1931.

淺 見 節 一

一

本書の著者ラスキーは一九二六年以來、ロンドン大學教授であつて、その主著『The problem of Sovereignty, 1917; Authority in the modern state, 1919; Foundations of Sovereignty, 1921; A grammar of Politics 1925; Liberty in the modern state, 1929;』によつて、所謂英國派多元的國家論の闘將として、既に我國にも、度々紹介批判を下されてゐる。

ここに紹介せんとする「政治學」は序文にもあるやうに、舊著「政治學綱要」の要約と言はれ、初學者のために刊行されたものであるが、「綱要」出版以來六年の歲月を經過してゐるため、理論的に、所々脩正されてゐる點が認められる。

本書の内容は第一章「國家の性質」第二章「國家の社會における地位」第三章「國家の組織」第四章「國家と國際社會」の四章に分れ國家理論から國家政策論に至り、後者の方に重點を置かれてゐる様に見えるが、全體的の理解から言つても、本書の構成の點から言つても、章の順序に従つて紹介する方が好いであらう。

二

第一章「國家の性質」に於て、ラスキーはあるがままの國家についての法秩序としての觀察ミ、その法秩序の内容の具體的經濟的分析から、更にズレンミしての國家構成論に論を進めてゐるが、先づ、彼の國家についての法秩序 (legal order) ミしての觀察ミは何を意味するのであるか。

『現代の總ての市民は、何れも國家の臣民である。彼は、法律上、國家の秩序に服さなければならぬ。故に彼の生活領域は、國家の作成する規範によつて決定される。そして、之等の國家の規範は法 (Law) である』(一二三頁)

ミ法概念よりミきおこし、國家の本質は『領土内の總ての人に法を強行すべき能力に存する』(一二三頁) ミ法強行能力をもつて、他の自由團體ミ區別し、更に詳言すれば

『國家は、國法を強行すべき權能を、そのために強力を與へられたる政府を稱する一團を、其の他の人民によつて構成されたる地域社會 (territorial association) である』(一二五頁)

ミ國家についての國法の強行者及び、地域社會である事を明にし、結局において『國家は、法律上、政府ミ稱すべき人人が國家の名において人民に課した命令の組織』(二九頁)即『法秩序』(三八頁)であるミ斷定する。

かくて、國家を法秩序ミして觀察する以上主權概念も亦法主權ミならざるを得ないのであるが、彼は法律上、國家において最高なる意思を主權意(sovveign will)ミ名づける。然らば彼は主權を如何に解するかミ言へば

『主權は、すべての國家に存し、他の如何なる意志からも命令を受けず、且つ終局において、その權威を他のものに讓渡し得るものではない』(一五頁)又『國家の法は……他のすべての規則よりも最高である』(一六頁)

の示すやうに、國家の法主權を認めたる如き表現を用ひ、一方ラスキーが亦

『國家の命令は……個人の屬する他の團體の要求よりも、其の法的要求において、優勝的である』(二三頁)

ミ言つてゐる所を見れば、本書においては、國家の意思即國法は他の團體の意思に優越するものミ考へられてゐるのであるから、舊著の多元的國家論即複數主權論は脩正されたものミ見なければならぬ。⁽¹⁾

(1) 「政治學綱要」參照……彼は「綱要」においてはオースチンのやうな主權の法理論を排斥し、自己の政治的、社會學的な主權論を主張し、此の意味において、團體(國家以外の)も國家と同じく主權を持つてゐる事を高調してゐる。

上述の如く、國家は自らの主權に基いて、人民に「命令」即「法」を實施するのであるが、その法の内容は如

何なるものであらうか。彼にまつては國家の法理的觀察のみをもつては未だ不充分にして、その法の歴史的實證的社會學的研究こそが大切なのである。彼は言ふ。

「國民は、國家に對して、自己の種々なる欲望が法典化されるやうに努力するものであるが、結局國法なるべき欲望の内容は、「理性的」(reasonable)なものではなく、又は「公正」(justice)でもなくして、經濟上の優者の欲望であつて、その經濟上の優者の意思は經濟力の變化するにつれ、それと同時に、又は一定期間をおいて、國法に反映する」(二五頁—二八頁) なんとなれば國家は現實において、政府を意味するのであり、政府の命令如何は、よつてたつ經濟社會的地盤に依據するからである。こ。國家或は法の階級的作用を高調してゐる。

かくて、國法は現實において、國家の少數者の意思の反映であるから、その他の多數者にまつては、必然的に強制ならざるを得ない。しかも國家はこの法内容をして、普遍的なる國民全體の意思を見做し、且つ見做さざるを得ない立場より、國民全體に法を強行するのであるから、國法に従はざるものは違法者、犯罪者として罰せられる。故に國家或は國法の屬性より「強制」を事實において取り除く事は出來ないのである。

だが、國家或は國法の屬性としての「強制」は「本來暴力であり、倫理的基礎に立つものではない」(二五頁)が故に、それは許さるべき罪惡にしてもその存在の合理的方法が考案されねばならない。かくて、此の問題は我

々々ラスキーの國家政策論に導くものである。

三

ラスキーによれば國家或は法の合理性は、『個人の欲欲の充足』（三五頁又ハ四〇頁）の能、不能如何にかか
る。『個人の欲望の最少の犠牲に於て、その最大の満足を得せしめる』（三五頁）程度に應じて、その強制が正
當視され、又國家はかかる欲望の満足を實現し得る能力如何によつて、その正邪が判斷されるのである。かくて
彼は個人の欲望の分析を試みる。

個人の欲望の最たるものは幸福 (happiness) であるが、個人はもより國家の構成員たるばかりではなくて、
彼は勞働組合、教會、その他の團體に屬するものであつて、個人の人格はプラグマチズムの首唱者ジエームスの
言ふやうに、多方面に發現するものである。故に、個人の幸福の實現方法も種々の方面に現れる。ここに於て、
個人ミ國家、個人ミ國家以外の團體、及び國家ミ國家以外の團體なごの諸關係の問題が生じる。先づ國家ミ個人
ミこの關係は如何。即國家は個人の幸福の實現のために何をなすべきであるか。

各個人が個性を持つ以上、個人の欲望には差異が認められるのであるが（「近代國家における自由」参照）
『客觀的には是なくしては、一般人に満足な、又幸福な生活をなさしめ得ない基本條件がある。この基本條件を

確保する事が、國家みづからの職能でなければならぬ」(第二章四頁) としてかかる客觀的基本條件を認めるならば、個人の自由は既に絶體であり得ない。これ彼が社會化されたる個人主義的自由主義者ミ稱せられた所以であらう。

然るにラスキーによれば、權利は『各人が幸福を得るに必須の條件』(四五頁) そのものであるから、上述の基本條件は權利の内容をなすものである。かかる抽象的な幸福の觀念は、現代において具體的には、如何なる内容を有すべきものであるかといふに、それは言論、集會、結社などの自由權、勞働權、教育享受權、及びその他の所謂民主主義に缺ぐべからざる權利體系を意味するのである。(「近代國家における自由」及び「政治學綱要」參照)

(2) ラスキーは舊著「綱要」において、國家は「消費者」の立場を代表すべきものであると明言し、これらの基本條件を確保すべきものであると説いてゐる。本書においては「消費者」の言葉はないが、その論旨は舊著と同じく消費者を代表すべきものである。

らう——筆者

しかし、かかる國家改造案は、現實の經濟制度上より見る時は、何等の價值を持たないであらう。もごより彼も是を認めてゐる。即ち、是等上述の權利體系は、多かれ、少かれ、經濟上の優者の恣意に支配されざるを得ない。従つて『國家の目的(上述の權利體系の實現をさす—筆者)は、國民間に、その國民の欲望を國法に實現す

べき力に非常な差異のあるところでは、實現する事が出来ない。しかもかくの如き差異は、經濟上の地位の優劣に由來する』（五七頁）のであるから、彼の上述の權利體系を實現するためには、更に根本に溯つて、國家の經濟機構の改造に至らなければならない。然るに如何なる理由なのであらうか、本書においてはそれに徹底せずして、現在個人のゐるべき方法は、『各人の生活に對し、國法の規定する所如何によつて、又その國法の個人に及ぼす結果如何によつて、國法の正邪を判斷する事である。』（五八頁）即ち國法の最後の判定者は個人であり國家の統制が個人の欲望又は幸福に反する時は、それは否定されなければならない。かくして彼は『法律否定權は國法によつて、その欲求の實現が否定されたる人が行使すべき保留能力 (reserve power) である』（五八頁）として、積極的なる現經濟制度改造を主張せずして、消極的なるアナルキイ的議論を展開するに止つてゐる。

次に、尙個人は國家の構成員たるのみではなく、他の團體に屬しつつ、各自、自己の欲望の實現を圖つてゐるのであるから、各個人と團體との關係、團體と國家との關係が合理的に組織されなければならない。

然らば此等の問題を、彼は如何に解するのであるか。個人は社會的の動物であつて、其の欲望の實現も亦、一個人では無力である。故に目的を同じくするもの相集る。ここに團體が生じる。『法律的に言へば、これらの團體は、概ね彼等の要求を國法化せんことに努力してゐる』（六六頁）團體は、その團體構成員の欲望實現のため

に存在して、團體は各々その固有の機能を持つてゐるから、其の限りにおいて、自主自律的のものである。故に團體の生命は國家から與へられたものではない。社會生活は國家の存在範圍よりも廣大である。このことにおいて「any society at bottom is essentially as federal in nature」(六八頁) であるから「The state is, formal law apart, one with other associations, and not over and above them」(六八頁) である。

従つて國家も亦、實質においては、一大社會の一部分であつて、他の諸團體と並列的に存在し、法律的・機能的・道徳的の全範圍に互つて、他の諸團體に優越するものではない。なる程、國家は前述のやうに、形式的・法律的見地においては他の諸團體に優越するのであるが、實質において並列的であるため、「Its supremacy over them should remain, so far as possible, merely formal and unasserted」(六十七頁) である。

かかる意味において、國家を實質において、他の諸團體と並列的ならしめんがために、各種の團體をして、國家の行政に關與せしめ、各團體の意思を國法に反映せしめ、更に、中央集權より、地方分權制と各種の團體の機能分權制とへ向はしめる事が必要である。

かやうな状態の下において、國法は初めて社會生活の實情に即し、また各人の幸福を實現し得るであらう。これ、所謂、ラスキーの多元的國家論であるが、本書では、現實社會の多元的説明ではなくして、國家改造論とし

ての多元的國家論が唱へられてゐるのである。

ここにおいて、吾々の注意すべき點は國家の職能である。ラスキーによれば、各人の生存の基本條件の維持に全然形式的の意味における、各團體・各個人の法統制との二つをもつて、國家の職能とするのであるから、國家は實質的に他の諸團體と並列的であるが、更にこれをその特殊の機能より見る時ラスキーの説を徹底すれば、國家は實質的にも他の諸團體の上位に位すべき傾きをもたないであらうか。果して然りすればかかるラスキーの主張は結局マキバーの國家論と異なる所はない。この點は多元的國家論の中核をなすものであつて、實に重大なる點であるが、しかもその點において不明確である言はねばならない。吾々は一步譲り、社會學的には各團體の自主性を主張するから、彼を多元的國家論者と呼ぶことは出来るかもしれないが、法理的には、國法の優越を主張してゐるが故に多元的國家論者と稱し得ぬであらう。

(3) 次の第三章においてこの事が具体的に証明されると思ふ。

四

上述せし如き指導理論に基いて、第三章に國家構成の具體案が述べられてゐる。彼は理想として完全なる立憲民主組織を主張するのであるが、事實問題を考慮して、現實可能の範圍に止めざるを得ない。その論點は凡そ次

の如きものであらう。

一、立法部の組織に關し、議會制度、選舉制度その他について種々改革的意見を提出してゐるが、結局立法部と行政首脳部は確然たる區別をせず又區別し得ないから、議會の多數黨の委員會の如きものをして政府とし、これをして立法、行政に關與せしめ、その政策遂行を徹底せしむるに共に責任の所在を明ならしむる事。

二、立法手續については、大綱の樹立機關と細目の作成機關とを區別し、細目についてはその専門的顧問委員會の如きを設け、よつて技術的能率をあげ、その運行を社會實情に適せしむるこゝ。

三、行政組織については中央集權制を改めて、なるべく地方分權制及各團體の機能的分化をはかるこゝ。これは國民の欲望を最大に實現せしむる所以であらう。

四、ラスキーは完全なる立憲民主制を主張するのであるが、かかる制度は必然的に政黨政治となる。かくて政黨における官吏の地位が論じられる。ここに官吏は政府の決定したる政策を執行する多數の人人をいふ。そこで彼は官吏については所謂政治關係に介入せず、中立を守り、又彼等の能率増進及硬化防止のために、待遇の改善をなし、特殊の専門的事項について顧問委員制度を設けて現實の社會情勢に適應せしむるこゝ等を論じてゐる。就中注目すべきは、彼が官吏の罷業權を否定せんとする傾ある事である。即ちこのために政府と下級官

更この紛争を調停すべき調停機關を設けるべきであるを論じる

五、司法部においては、裁判官の獨立が民主主義のために最も重要である。これについて司法官の任用方法・俸級・昇進制度等が述べられる。

これらすべての議論は、從來の三權分立に基礎をおける漸進的の改造案であつて、ラスキーの改良主義的立場を最もよく現してゐるものと言ひ得よう。⁽⁴⁾

(4) 國家組織の詳細は本書にては展開されてゐないが故に政治學綱要を参照すべきものである。

五

これまで私はラスキーと共に、國家の内部關係について論を進めて來たのであるが、更に國際關係について考察したいと思ふ。

ラスキーは、ここにおいてホップス及びオースチンの傳統的國家論・國家主權論を批判しつつ、多元的國家觀の立場からこれの説述を試みる。

現代は民族國家・立憲國家の成立當初と異なつて、科學及經濟の發達は從來よりも各國家の孤立を不可能ならしめるに至つた。一國家の經濟政策は、忽ち他國家に影響を與へ、一國家の恣意に放任すれば、必然的に戰爭狀

態・無秩序狀態が発生する可能性が存する。

だが吾々は戦争よりも平和を愛する。『吾々に印象つけられたるものは、國家の分離ではなくて國際的相互依存であり、國家間の衝突ではなくして、その協同の必要である』(一五頁) するために、秩序規則が必要である。此等の秩序は即ち國際法である。國際法とは『相互的接觸を有する國家及びその市民についての組織された規律の體系であり』(二二九頁)『國家の相互依存はみづから世界社會(world-community)或は國際社會(society of states)を必要とする。しかも國際社會は、それみづからの法令を持ち、此の法令は爾餘の法令に優越するものである』(二三頁)が故にラスキーは國家を大社會(great society)の内部における一の地方團體の如きものを見るのであつて、各地方團體特有の事については、各地方團體(即國家)それぞれ、自主獨立でありながら、しかも國際社會の共通事項については、國際社會の意思のみにたつものとするものである。

ここに國家の内部關係において國家と他の諸團體との關係を説ける彼の理論が應用されてゐるのを見る。従つて、國際法は國法に優越し、國法は國際事項について、國際法に矛盾してはならないと、彼は主張するのである。しかも彼は此の理論には人人の反對論少くない事を豫想して、

一、主權概念の歴史的段階的考察よりすれば、國家の主權性は、現代においては否定されなければならぬ。

二、現實に於て、國際聯盟の發生、國際仲裁裁判所の設置、其他國際機關の發達の傾向にあること。
等からこれら反對論に反駁を加へてゐる。

しかし、かくは言ふものの、ラスキーは、現今の國際聯盟の組織の不完全、國際關係の悲觀的狀態を認めてゐるから、その將來についても、徒らに樂觀するものではないが、本來鬭爭狀態よりも平和の方を好もしきものこそ、且つ『吾々が平和狀態を作り出さずしては自由も幸福もあり得ない』（二五〇頁）を主張してゐるから、國際協調に努力する能動的の立場から、國際諸機關の發達に希望をかけ、自己の國際社會についての改造案の實現せんことを希つてゐる。

これによつて、これを觀るに、ラスキーは主權概念において、國家主權よりも上位に位する國際主權もいふべきものを認めようとしてゐるかの如く考へられる。果して然りすれば、かかる第四章の主權概念は第一章の主權概念と如何なる關係に立つのであらうか。彼によれば、國家の法は對内的には、法律上、他の諸團體に優越する主權性を把持するのであるが、對外的には國際法秩序の制約を受けるのであるから、結局國際法秩序が最高にして主權性を持つものと言はなければならない。従つて第一章の國家主權の概念は國家内の諸團體に法的に優越するといふ意味における相對的なる主權概念、言はなければならないであらう。かくして論理的に、必然に、

國家の主權は否定されざるを得ない。

それにも拘はらず、國際法の國法に對する優越と同時に、國法の主權性を認めたる如き表現を用ひてゐることは矛盾といふべきではあるまいか。少くもこの點に於て、表現の不充分、不明確を暴露してゐると思ふ。

六

私は以上極めて簡單ながら、ラスキーの國家論を批評しつつ、紹介した積りであるが、今一度全般的なる感想を述べたいと思ふ。

周知の如く、ラスキーの政治思想の底流にはブラグマチズムが流れて居つて、英國現今の政治思想の集大成されたかの如き觀があるが、本書の科學方法論・眞理觀・人格觀のうちにも、ブラグマチズムの影響のあきが見受けられる。

しかして、本書の内容については幾多疑問の餘地のある所と思ふのであるが、一五二頁の小著に於て、國家論の重要な點にふれ、極めて手際よく彼の思想傾向をまごめてゐる事が特徴をなすであらう。故に英國現今の政治思想を知らんとするもの及び、一般政治研究者にも好著たるを失はないであらう。

附記 紙數の制限により、たゞ不充分的なる紹介に止まつた。ラスキーの國家論についての批評、就中その主權論、方法論については種々のべたきも一先つ筆を擱く。

(一九三二・一〇・一〇)